

Sector Review 1

2025 年 4 月～2026 年 9 月の公示から読み取る新設公益法人の姿

2026 年 9 月 11 日

1. はじめに

本稿は、行政庁（内閣府および各都道府県）が 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの 18 か月間に公示した公益法人関係の情報を一覧表に整理し、新たに公益認定を受ける法人の形態・活動分野・設立母体、および公益法人セクターから退出する法人の特徴を分析したものである。

対象は公示 229 件で、その内訳は公益認定 125 件、解散届および公益認定取消し 77 件、合併 20 件、および 2026 年 4 月に始まった新たな公益信託制度のもとでの公益信託の新規認可・移行認可 7 件である。

なお、母集団の規模を確認しておく、現在の公益法人数は公益社団法人 4,124 法人、公益財団法人 5,686 法人の計 9,810 法人である（国税庁法人番号公表サイト、2026 年 10 月 1 日現在）。本稿が扱う新規認定 125 件は、この母集団の約 1.3%にあたる。

分析にあたっては、行政庁の公示一覧表を基礎資料とし、これに各法人のウェブサイト等で公表されている定款および事業内容を照合したうえで、設立母体と事業類型を分類した。公示情報やウェブサイトから活動内容を確認できなかった法人は、名称や報道資料等から活動分野と母体を推定して分類した。なお、本稿が示すのはあくまで当該期間の断面であり、「長期的な傾向」を確定的に示すものではない。

2. 公示の全体像

図 1 は、対象期間における公示を種別ごとに月別で集計したものである。新規参入（公益認定）125 件に対し、退出（解散届・公益認定取消し）は 77 件（77 法人）であり、参入が退出を約 1.6 倍のペースで上回って推移している。

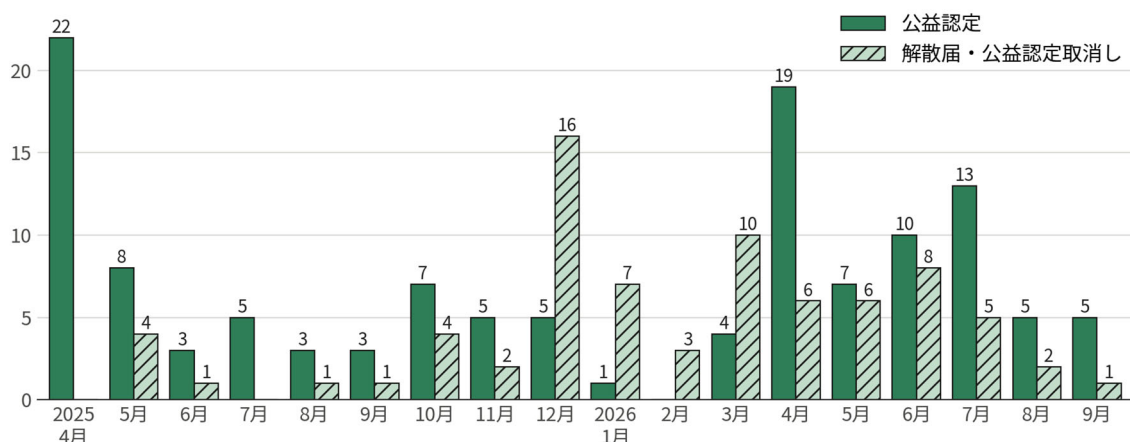


図 1 月別の公示件数（2025 年 4 月～2026 年 9 月）

月別に見ると、公益認定は 2025 年 4 月（22 件）と 2026 年 4 月（19 件）の年度初めに集中している。2025 年 4 月は改正公益認定法の施行月にあたり、2026 年 4 月も新年度の事業開始に合わせた認定が多い。一方、退出は 2025 年 12 月（16 件）と 2026 年 3 月（10 件）に山がある。12 月の山は後

述する青年会議所の認定取消し（自らの申請に基づくもの、10 件）によるもので、3 月は年度末に合わせた解散や認定取消しが重なったものである。直近の 2026 年 9 月は、公益認定 5 件、退出 1 件（宜野湾青年会議所の解散）であった。

3. どのような法人が設立されているか

3.1 法人形態

新規認定 125 件の内訳は、公益財団法人 111 件（89%）、公益社団法人 14 件（11%）であり、財団が社団の 8 倍近くに上った。財団法人は拠出された財産を基礎に運営されるため、この偏りは「会員が集まって活動する団体」よりも「まとまった資金を出して基金をつくる」形での公益参入が主流であることを示している。

3.2 活動分野

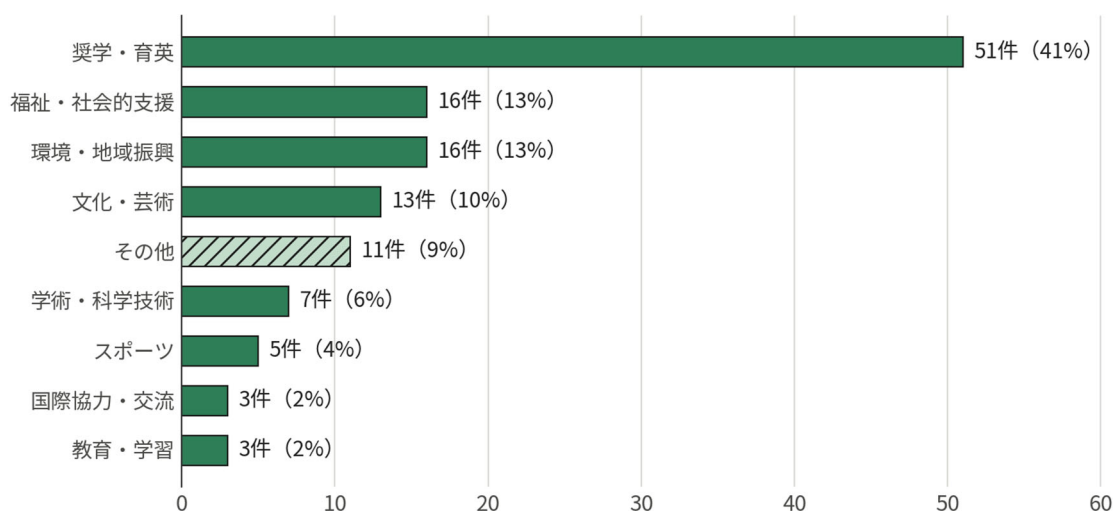


図 2 新規に公益認定された 125 法人の主たる活動分野

最大の特徴は奨学・育英分野の突出である。51 件（41%）が給付型奨学金や育英事業を主たる目的としており、うち 13 件は名称自体に「奨学」「育英」を含む。2025 年度（2025 年 4 月～2026 年 3 月）の新規認定 66 件のうち奨学・育英は 25 件（38%）であったが、2026 年度（4～9 月）は 59 件中 26 件（44%）へと比率が高まっている。対象も、医療系・薬学系・工学系の学生、ひとり親世帯や児童養護施設出身の若者、専門職大学院生など、特定の層に焦点を絞った設計が目立つ。返還不要の給付型奨学金への社会的関心の高まりと、企業・個人が公益活動に踏み出す際の入口として奨学金が選ばれやすい実情がうかがえる。

第 2 グループは福祉・社会的支援（16 件）と環境・地域振興（16 件）である。前者には、こども支援・児童養護、フードバンク、障害児者の家族会、災害支援などが、後者には、とくしま・とっとり・高知（HATA）・ちくご川といった市民コミュニティ財団、防災、資源循環、まちづくりなどが含まれる。文化・芸術（13 件）では伝統工芸や地域の伝統行事の継承、学術・科学技術（7 件）では AI・量子技術の国際振興や農学・化学の研究助成といった政策的関心の高いテーマを掲げる財団も現れている。2026 年 9 月には王貞治氏が代表の球心会（野球振興）も認定された。

3.3 設立母体

各団体のホームページ等から設立母体を推定すると、企業・企業グループが 50 件（40%）、創業者などの個人が 39 件（31%）で、合わせて 89 件（71%）に達する。特徴的なのは、この 89 件のうち 73 件（82%）が助成型である点で、事業を自ら運営するのではなく、資金を拠出して他者の活動を支える形が支配的である。奨学・育英 51 件に限ると、企業 27 件・個人 23 件で、ほぼすべてが企業・個人を母体としている。

企業母体では電機・化学・人材・不動産・学習塾・金融など幅広い業種の社名を冠した財団が並び、創業者の個人名と社名を組み合わせた記念財団も目立つ。SMBC グループや三井住友信託銀行

系の財団のように、金融機関が遺贈寄附や社会貢献の受け皿として公益財団を設ける例も見られる。個人母体では資産家が私財を拠出する形が中心で、単発の寄附ではなく法人格を伴う恒久的な仕組みを選ぶ動きとして解釈できる。市民・専門家を母体とする法人は 27 件（22％）で、コミュニティ財団、国際協力 NGO、当事者団体などが含まれる。

3.4 所管行政庁別の傾向

所管行政庁別に見ると、内閣府所管が 92 件（74％）、都道府県所管が 33 件（26％）である（表 1）。都道府県所管の 33 件は 25 都道府県に分散しており、特定の地域への偏りは見られない。

表 1 所管別に見た新設法人の性格

	内閣府所管（92 件）	都道府県所管（33 件）
主な設立母体	企業 41 件・個人 27 件（74％）	個人 12 件、企業 9 件、市民・専門家 8 件、自治体関連 4 件
助成型／事業型	助成型 64 件（70％）	助成型 18 件（55％）・事業型 15 件（45％）
主な分野	奨学・育英 40 件（43％）	奨学・育英 11 件、環境・地域振興 7 件、文化・芸術 6 件、福祉・社会的支援 6 件
典型像	全国を対象に資金を配る企業系・個人系の冠財団	地域に根ざし、自ら現場活動も担う法人

「市民・専門家」は特定の企業・個人・自治体を母体とせず、有志や専門家、NGO 等が設立した法人を指す。

内閣府所管は、複数都道府県にまたがって助成を行う全国型の冠財団が中心である。これに対し都道府県所管では、地域の企業・個人による奨学財団に加え、コミュニティ財団、子育て・多世代交流の拠点、フードバンク、地域の伝統行事の保存団体など、地域課題に自ら手を動かして取り組む事業型が半数近くを占める。自治体関連の新設 4 件（備前市・氷見市の文化振興財団、世田谷トラストまちづくり、秋田市シルバー人材センターなど）はすべて都道府県所管であった。

実務的な含意として、内閣府所管を目指す場合は助成事業の全国性と選考の公正性が、都道府県所管では地域における事業実施体制と受益者の広がり、それぞれ認定審査の焦点になりやすいと考えられる。

4. 退出する法人と合併

4.1 退出法人

解散届・公益認定取消しの公示 77 法人を分析すると、新規認定とは正反対の姿が浮かび上がる。所管は都道府県が 55 法人（71％）と多数を占め、新規認定（内閣府 74％）とは逆の構図である。

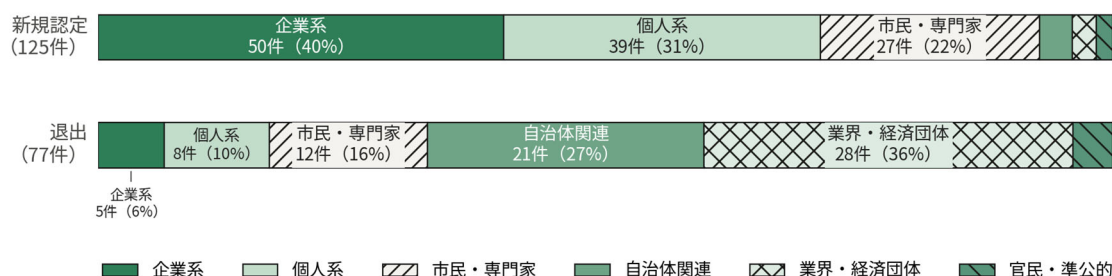


図3 参加する法人と退出する法人の母体構成

「自治体関連」は自治体出資の公社・振興財団・シルバー人材センター等。「業界・経済団体」は業界団体、法人会、青年会議所等。

退出は、手続の違いによって二つの類型に分かれるが、後述のとおり、どちらもほとんどは法人自身の判断による自主的な退出であり、行政庁の処分によるものはごく例外的である。第一は解散

届（49 法人）による自治体外郭団体の整理である。49 法人のうち 20 法人（41％）が自治体関連で、地場産業振興センター等の産業・地域振興団体（南薩、日田玖珠、栃木県南、姫路・西はりま、横須賀、大牟田）、水道サービス公社・霊園公社・住宅センターといった自治体事務の代行団体、シルバーサービス振興会・シルバー人材センター・女性会館などの福祉関係、美術振興会・芸術文化振興財団・スポーツ振興財団などの文化・スポーツ団体が含まれる。事業の役割を終えた、あるいは自治体本体や民間へ事業を移管したことによる整理と見られる。期間中に公示された解散の届出について、公示文に記載された解散の事由を確認すると、定款で定めた存続期間の満了が大半を占め、ほかは社員総会の決議や、基本財産の滅失等による目的事業の成功の不能などであった。破産手続開始の決定や裁判所の解散命令によるものは見当たらず、いずれも法人側の事情による解散である。

第二は公益認定取消し（28 法人）による会員制団体の一般法人化である。28 法人のうち 21 法人（75％）が業界・経済団体で、とりわけ青年会議所が 12 法人を占め、うち 10 法人の取消しが 2025 年 12 月に集中している。このほか薬剤師会、歯科医師会、不動産鑑定士協会、法人会なども含まれる。「取消し」という語から受ける印象とは異なり、実態としては、ほぼすべてが法人自身による公益認定の返上である。各行政庁が期間中に公示した公益認定取消しについて、公益法人 information に掲載された公示文で根拠条文を確認すると、後述の 1 件を除き、すべて公益認定法第 29 条第 1 項第 4 号（公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき）に基づくものであった。これらの法人は自ら取消しを申請し、公益認定を返上したうえで一般社団法人・一般財団法人として存続する道を選んだことになる。申請に至った事情は公示からは読み取れないが、会員の利益と公益目的事業の区分や、公益認定の維持に伴う事務負担が背景にあると推察される。なお、2025 年 4 月に公益認定を受けた一般社団法人生コン・残コンソリューション技術研究会が同年 12 月に自らの申請により認定を取り消された例もある。

行政庁が監督処分として公益認定を取り消したのは、対象期間中、内閣府所管の公益社団法人日本青仲会の 1 件のみである。同法人は、役員変更の届出や財産目録等の提出がなされていないことなどから 2025 年 12 月に勧告を、2026 年 2 月に命令を受け、命令に従わなかったことなどを理由に、2026 年 6 月に公益認定を取り消された（公益認定法第 29 条第 1 項第 3 号および第 2 項第 1 号）。また、経理的基礎の回復を求める勧告を受けた後に自ら取消しを申請した例（公益財団法人日本サイクリング協会）もある。

このほか「目的達成型」の退出もある。公益財団法人東京 2025 世界陸上財団の解散届（2026 年 5 月）は、大会終了に伴う典型的なライフサイクルの完結であり、同じ期間中に公益財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会が新規認定を受けている（2026 年 8 月）。大規模イベントごとに法人が設立され、終了後に解散するという循環が、公示のうえでも確認できる。

表 2 退出の分野別内訳

分野	法人数	主な内容
業界・経済団体	21	青年会議所（14）、薬剤師会、歯科医師会、不動産鑑定士協会、法人会
奨学・育英	11	育英財団、奨学会、企業系奨学財団、大学同窓会系奨学財団、学生寮
福祉・社会的支援	11	シルバー人材センター、シルバーサービス振興会、共済会、女性会館
文化・芸術	9	企業系コレクション財団、県美術振興会、市の芸術文化振興財団
産業・地域振興	8	地場産業振興センター、市の産業振興財団・地域活性化センター
スポーツ	4	大会運営財団、県・市のスポーツ振興団体、競技団体
国際協力・交流	3	外国人材の確保・育成支援、留学生支援

分野	法人数	主な内容
学術・科学技術	3	私立大学の情報教育協会、研究助成基金
その他	7	水道サービス公社、霊園公社、住宅センター、公衆衛生協会 ほか

注目すべきは、奨学・育英が新設分野の第1位（51件）であると同時に、退出分野でも11法人与上位に入っている点である。退出側には、地方出身学生のための学生寮（千曲寮、由利学生寮）や歴史の長い奨学会が含まれる一方、新設側は企業・個人による給付型奨学金が中心である。この分野は法人数が純増しているだけでなく、担い手が入れ替わり、支援の形も寮・貸与から給付へと移りつつあると捉えるのが実態に近い。

4.2 合併による基盤強化

期間中の合併公示は20件（内閣府9件、都道府県11件）であった。合併法人の母体は、自治体関連9件、企業系6件、市民・専門家3件、業界団体2件である。類型としては、①同一グループ内の複数財団の一本化（コーセー小林財団とコーセー小林スポーツ財団、三五ものづくり財団と三五自然共生財団）、②自治体外郭団体の統合（久留米市の2財団、豊田市の文化振興財団・国際交流協会、甲賀市スポーツ協会、むつ市観光協会、くれ産業振興センター、ひょうご科学技術協会と兵庫県科学技術振興財団）、③業界団体の統合（静岡県の私立幼稚園関係2法人）、④企業系財団が同じ分野の民間財団に事業を引き継ぐ形（楽天未来のつばさを日本児童養護施設財団が吸収）が見られる。単独では維持が難しくなった事業を統合により存続させる動きであり、解散によらずに公益活動を継続する選択肢として今後も増加する可能性がある。

4.3 新しい公益信託制度の立ち上がり

2026年4月に始まった新たな公益信託制度のもとで、6月以降、公益信託の認可3件（地域共創「子供の未来・教育応援」公益信託、共創体験移動支援基金、地域まると「こども応援」公益信託）と、旧制度からの移行認可4件（アジアコミュニティトラスト、成茂動物科学振興基金、成茂神経科学研究助成基金、日の出交通遺児育英基金）が公示された。新規認可はいずれもこども・教育支援をテーマとしている。法人を設立せずに財産を公益目的に供する仕組みであり、奨学・育英や助成型の冠財団と並ぶ、企業・個人による公益参入の新たな選択肢として注目される。

5. まとめ

本稿で確認した2025年4月～2026年9月の公示動向からは、参入（125件）が退出（77法人）をおよそ1.6倍のペースで上回り、公益法人セクターにおける活発な新陳代謝が確認できる。

新規認定の9割近くを財団法人が占め、全体の7割は企業や創業者が設立した「冠財団」であり、その大半が助成型である。分野では奨学・育英が4割を占め、2026年度に入ってその比率はさらに高まっている。また、全国を対象に助成を行う内閣府所管法人与、地域の課題に自ら取り組む法人を多く含む都道府県所管法人という、所管行政庁による役割の違いも浮き彫りとなった。

対照的に、退出側では、解散による自治体外郭団体の整理と、認定取消しによる青年会議所・業界団体の一般法人化という二つの流れが明確である。ただし、いずれも法人自身の判断による自主的な退出がほとんどで、行政庁が監督処分として公益認定を取り消したのは期間中1件にとどまる。新設と退出の双方が多い奨学・育英分野の動向、合併による事業継続の事例、そして新たな公益信託制度の立ち上がりなど、件数の増減だけでは捉えきれない動きも見られる。これらが一時的な動きにとどまるのか、継続的な傾向となるのかについては、今後も公示の動向を追って確認していく必要がある。

（白石 喜春）